

砂川事件

米軍駐留「違憲」伊達判決

「安保改定延期に影響」

一九六〇年の日米安全保障条約改定で、日本政府が新条約を国会に提出する時期が遅延した背景に、米軍の旧立川基地拡張計画をめぐる「砂川事件」で米軍駐留を違憲とした五九年の東京地裁判決（伊達判決）が影響したと米大使館が本国に伝えていたことが七日、機密指定を解除された米公文書で分かった。文書は、伊達判決が安保反対勢力の論拠とされかねないことを日本政府が強く懸念していたことをつかがわせる。

（北爪三記）

日本政府見解、米公文書で判明

文書は五九年八月三十一日公電。マ大使の右腕とされる記述もある。布川日にダグラス・マッカが同年七月三十一日に授けられたレンハート公使。玲子・元山梨学院大教授が米国務長官にあてた文書を起案したとみられる。館に開示請求し、一月

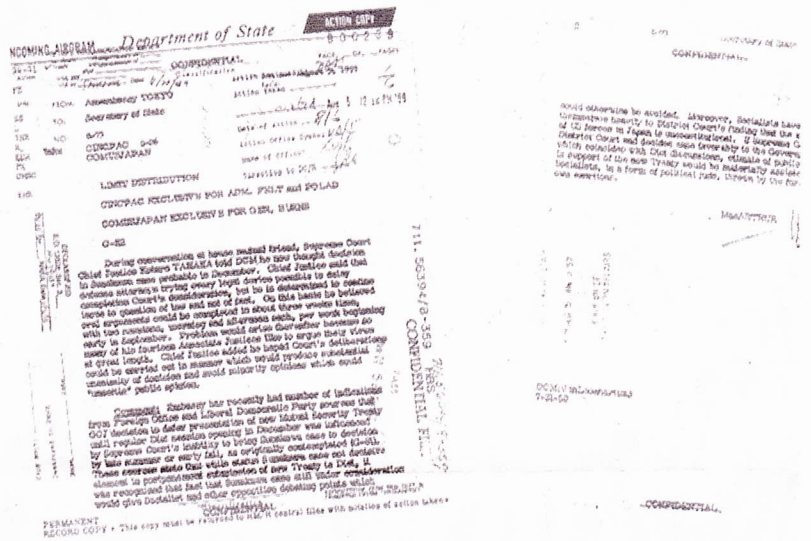
に開示された。

文書は「外務省と自民党の情報源」から得た情報として「政府が新安保条約の提出を十一月開始の通常国会まで遅らせる決定をした

と全員に無罪を言い渡した（伊達判決）。検察側は最高裁を経ずに最高裁の判断を求める「跳躍上告」をした。最高裁は同年12月16日、「安保条約は高度の政治性を有し、一見極めて明白に違憲無効と認められない限り司法審査の対象外」と一審判決を破棄。63年の差し戻し審で全員の有罪が確定した。

砂川事件と伊達判決
 1957年7月8日、東京都砂川町（現立川市）の米軍立川基地拡張のための測量に反対するデモ隊の一部が基地に立ち入り、7人が刑事特別法違反罪で起訴された。東京地裁の伊達秋雄裁判長は59年3月30日、「米軍の駐留は戦力の保持に当たり、憲法9条に違反する」

のは、砂川事件の最高裁までに出すのが不可
 裁判決を晩夏または初秋までに影響され



新たに開示された米公文書のコピー

た」と紹介。「事件は延期の決定的要因ではないが、係属中であることは、社会主義者や反対勢力に論点をあげつらう機会を与えかねない」との情報源の方向を伝えている。

さらに、最高裁が伊達判決を破棄すれば「社会主義者たちは、自分たちの攻め技がたまたまって投げ飛ばされることになろう」と柔道に例えて分析している。

安保改定に向けた日米交渉は五八年十月に始まり、反対闘争が盛り上がる中で、六〇年一月に調印された。同二月に批准案が衆院に提出され、強行採決を経て六月に発効した。

一方、最高裁は調印前月の五九年十二月に伊達判決を破棄した。

これに先だつて田中耕太郎最高裁長官が大使に評議内容や見通しを漏らしていたことが別の米公文書で判明している。最高裁の裁判日程が決まったのは八月三日だが、今回の文書には田中長官が事前に「判決はおそろしく二月だろう」とレンハート公使に語ったとも記されている。

今回の文書を布川さんと一緒に翻訳した国際問題研究者の新原昭治さんへは「五九年夏ごろを目標した新条約の国会提出が延期されたのは、『自民党内事情』とされてきた。当時の国会で藤山愛一郎外相も砂川事件の影響を否定していた」と説明。「今回の公電で砂川事件の影響がはっきりした。当時、安保改定阻止国民会議が伊達判決支持を掲げるなど反対運動が広がり、岸信介内閣が不安を感じたのではなか」と話している。